

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和3年11月22日

月曜日

号外

目次

監査委員公告

○富山県職員措置請求の監査結果の公表

1

公 告

富山県職員措置請求の監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく住民監査請求の結果を同条第5項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年11月22日

富山県監査委員 天坂 幸治
富山県監査委員 伊東 尚志

第1 監査の請求

1 請求人

富山市小杉1563番地 佐伯 巍俊

富山市鶴島1473番地の5 前谷内 敬寛

上記請求人代理人

富山市堀端町1番12号 富山中央法律事務所 弁護士 青島 明生

富山市堀端町1番12号 富山中央法律事務所 弁護士 春山 然浩

2 請求書の提出

令和3年9月24日

3 請求の内容

請求人による請求（以下「本件請求」という。）の内容は、次のとおりである。（請求書の原文に沿って記載。ただし、原文の趣旨を損なわない範囲での文言の補正、項目番号の付け替え等を行った。）

（1）請求の要旨

ア 請求人

請求人は、いずれも富山県の住民である。

イ 自由民主党による政務活動費の支出及びその違法性及び不当性

自由民主党富山県議会議員会（以下「自民党会派」という。）は、富山県知事（以下「知事」という。）から令和2年度分政務活動費の支給を受け種々の支出を行い、これを政務活動費としての支出であるとして報告をした。

しかし、以下に述べるとおり、少なくとも以下の支出（以下「本件支出」という。）は、富山県政務活動費の交付に関する条例（平成13年富山県条例第34号。以下「条例」という。）及び政務活動費の手引き（以下「手引」という。）に定められた使途基準に反しており、違法・不当な支出である。

記

- ① 整理番号96、支出日・令和2年5月21日、内容・コロナ折込チラシ印刷料・折込料、支出額・1,447,170円、項目・広聴広報費
- ② 整理番号97、支出日・令和2年5月21日、内容・コロナ折込チラシデザイン料、支出額・88,770円、項目・広聴広報費

ウ 法令の定め

（ア）条例

条例では、以下のとおり定められている。

第2条第1項 政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

同条第2項 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充て

することができるものとする。

別表 広聴広報費 会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

(イ) 使途基準

富山県議会（以下「県議会」という。）においては手引が作成され、そこで使途基準が定められており、広聴広報費について以下のように定められている。

「会派（議員）が発行する広報紙において、

- ① 会派として住民の意見を聴取することを目的とするもの
- ② 議会活動の内容を報告するもの
- ③ その他政務活動の内容を報告するもの

には、政務活動費を充当することができるものとする。

広報紙を議員個人の後援会等と共同して発行する場合には、^{あん}按分して政務活動費を充当するものとする。

また、会派としての広聴広報活動であることを明示（発行者に会派名を入れる等）するものとする。」

エ 本件支出の問題点

本件支出は、「自由民主党富山県議会議員会・コロナ対策特別号・2020年5月発行」と題するチラシ（以下「本件チラシ」という。）に関するものである。

しかるところ、第一に、本件チラシの発行元について、名称こそ「自由民主党富山県議会議員会」と記載されているが、その連絡先は「富山市舟橋南町3-15」、「076-432-2520」として、会派としての「自由民主党富山県議会議員会」ではなく、政党としての自民党富山県支部の所在地・電話番号が記載されている。このことや、後述の裏面最下欄で「自民党富山県連特設サイト」が紹介されることからすると、本件チラシは政党としての自由民主党が発行したものと認められるから、本件チラシは使途基準でいう「会派が発行する広報紙」に該当しない。

第二に、本件チラシの内容について、(1)表面（上記標題がある面）・左

側上4分の1には発行元、左側下2分の1には「自民党要望が実現した主な事業」として各要望の記載があるものの、(2)表面・左側中4分の1には「こころをひとつに、コロナに打ち克つ！自民党は県民の声に寄り添い、要望活動を続けていきます。」として単にスローガンと今後要望を行う旨を述べているにとどまり、その内容は前記使途基準にいう①・②・③のいずれにも該当しない。そして、(3)表面右側は、コロナウイルスの一般的知見が記載されているだけであって、これも前記使途基準にいう①・②・③のいずれにも該当しない。さらに、(4)裏面は、単に助成金・給付金等の支援制度が羅列されているだけであるから、その記載も前記使途基準にいう①・②・③のいずれにも該当しない。しかも、裏面最下欄には、「富山県民のためのコロナ経済対策まとめ」サイトとしてQRコードが掲載されているが、そのサイトは「自民党富山県連特設サイト」とのことであり、これも会派とは関係がない政党の活動の紹介であって、このような政務活動費の支出が許されない情報の記載がされていることからしても、裏面全体が政務活動ではなく制度紹介に過ぎないというべきである。

以上からすると、本件チラシは、発行元が政党としての自民党であると解されるし、また、その内容のほとんどが使途基準で認められる①・②・③のいずれにも該当しないのであるから、その作成・配布の経費である本件支出は違法・不当である。

オ 惰る事実

以上のとおり、本件支出はいずれも違法・不当な支出であって法律上の原因がないから、それに支出された政務活動費は、県に返還されるべきものである。このため、県は、自民党会派に対して本件支出に関する政務活動費について、不当利得返還請求権を有する。

したがって、知事が前記不当利得返還請求権を行使していないことは、違法かつ不当にその財産の管理を怠っているというべきである。

カ 結論

よって、請求人は、富山県監査委員に対し、本件支出に係る政務活動費について、自民党会派に対する不当利得返還請求その他必要な措置を講ず

ることを求める。

(2) 添付資料（省略）

ア 事実証明書一式

イ 委任状2通

第2 監査委員の除斥

本件請求は、県議会の会派に交付された政務活動費に関するものであることから、県議会の議員から選任された監査委員は、地方自治法（以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

第3 請求の受理

本件請求について、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、令和3年9月24日付けで受理した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第7項の規定により、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人から新たな証拠の提出及び陳述は行わない旨の内容を記した文書の提出があった。

2 監査対象事項

令和2年度に自民党会派に交付された政務活動費のうち、請求人が本件請求において掲示している本件支出について、監査対象事項とした。

3 監査対象機関

富山県議会事務局（以下「議会事務局」という。）とする。

4 監査対象機関の陳述

本件請求を受け、議会事務局に陳述を求めたところ、令和3年10月20日付け

で陳述書の提出があり、その内容は次のとおりであった。

(1) 政務活動費の制度等について

ア 政務活動費制度の概要について

(ア) 法令等の定め

政務活動費は、地方議会の審議能力の強化に向け、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の自治法の一部改正により、政務調査費として法制化された。

その後、平成24年9月に「政務調査費」を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改める自治法の一部改正がなされた。

(イ) 県における政務活動費制度

自治法の改正を受けて、県議会は、平成24年12月に「富山県政務調査費の交付に関する条例」を一部改正し、「富山県政務活動費の交付に関する条例」とした。

この改正により、「政務調査費」を「政務活動費」に、交付の趣旨を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」へと改め、調査研究をはじめ幅広い議員の活動が対象となることを明確化した。

さらに、制度の概要、使途基準、運用方針、事務手続や参考様式などを盛り込んだ「政務活動費の手引き」を作成し、条例や富山県政務活動費の交付に関する規程（平成13年富山県議会告示第1号。以下「規程」という。）の改正等に併せ、改訂を行ってきた。議会事務局では、手引を各会派及び各議員に配付するとともに、その内容を会派や議員の求めに応じ、隨時、説明を行っているほか、制度内容等についても周知に努めている。

イ 条例の規定及び手引における広聴広報に関する記載について

(ア) 条例の規定

条例において、「政務活動」とは、「会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県

民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」と定義づけている。そして、「会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費」に対して、「広聴広報費」として政務活動費を充当することができると定めている。

(イ) 手引の記載

- a 使途基準の運営方針のうち広聴広報費の扱いとして、「会派（議員）が発行する広報紙において、①会派として住民の意見を聴取することを目的とするもの、②議会活動の内容を報告するもの、③その他政務活動の内容を報告するものには、政務活動費を充当することができる」としている。
- b また、上記に続けて「会派としての広聴広報活動であることを明示（発行者に会派名を入れる等）する」とこととしている。

(2) 本件チラシは政党としての自由民主党が発行したものとする主張について

ア 名称の記載について

表題に大きく記載された会派名が発行者を表すものであり、請求人の主張にある「自民党富山県支部」は「自由民主党富山県支部連合会」（以下「連合会」という。）を指すものと解しているが、この政党団体の名称の記載はない。

イ 所在地、電話番号及びFAX番号（以下「所在地等」という。）の記載について

本件支出に関する政務活動費対象事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）の提出に際して、議会事務局から自民党会派に確認したところ、本件チラシは、新型コロナウイルス対策に関する問合せが多数見込まれたため、対応可能な人員や設備がより備わっている連合会の所在地等を問合せ先として記載し、県民からの問合せ内容を自民党会派に伝えるよう連合会の事務局に依頼したことであり、県民からの問合せ対応を容易かつ円滑に行うためのものとして合理性があると考えている。

なお、議員が会派を構成し、政務活動費の交付を受けようするときは会派結成届を提出しなければならないが、所在地等が届出要件でないことか

らも、問合せ先として連合会の所在地等を記載することは問題ないと考えている。

ウ 自民党富山県連特設サイト「富山県民のためのコロナ経済対策まとめ」(以下「本件サイト」という。) の記載について

実績報告書の提出に際して、議会事務局から自民党会派に確認したところ、裏面記載の「新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ」の参考情報として掲載したことであり、広報をより効果的に行うため、他社の運営サイト情報を参考や関連として紹介することが一般的であり、また禁止行為ともしていないことから、サイト情報の記載があることをもって、本件サイト運営者である連合会が発行者と決定づけるものではないと考えている。

エ 本件チラシの作成者について

実績報告書の提出に際して、議会事務局から自民党会派に確認したところ、本件チラシ発行は令和2年4月28日に開催した自民党会派の意思決定機関である議員総会において決定したとのことであり、請求人の請求書に添付されている実績報告書の納品書・請求書の宛先が「自民党富山県議会議員会政調会」(以下「政調会」という。) となっていることからも、本件チラシを実際に作成した者は自民党会派であると考えている。

オ 以上より、本件チラシは名実ともに自民党会派が発行したものであるため、手引に定められた使途基準の「会派が発行する広報紙」に該当すると考えており、連合会の所在地等及び本件サイト情報の記載があることをもって、発行者が連合会であるとする請求人の主張は、合理性を欠いており認められない。

(3) 本件チラシが手引に記載の使途基準を満たしていないとの主張について

ア 本件チラシ表面左側中4分の1 「こころをひとつに、コロナに打ち克つ！自民党は県民の声に寄り添い、要請活動を続けていきます。」との記載について

議会活動及び政務活動の内容報告と併せて、意思表明や今後の活動内容について報告したものであり、「自民党要望が実現した主な事業」の報告

と一体的なものとして、条例の規定や手引の記載に何ら反するものではなく、手引に定められた使途基準の広聴広報費として政務活動費を充当することができる場合のうちの②及び③に該当すると考えている。

イ 本件チラシ表面右側の「新型コロナウイルス感染症防止対策」に関する記載について

実績報告書の提出に際して、議会事務局から自民党会派に確認したところ、新型コロナウイルスに関する基礎知識や日常生活における感染予防対策について、容易かつ一元的に知ることができる情報媒体がないことを問題視していたことから、自民党会派の所属議員が議会での質疑や衛生関係機関等への政務調査を行い、収集した情報や知識を集約し、医師である自民党会派の所属議員の監修の下、県民に分かりやすいデザインなどを駆使し、独自の創意工夫を凝らし、新たに制作したイラストを自民党会派の発行紙に掲載することが有益と考え、使用したことであり、本件チラシは、国や自治体が作成した資料等の単純な転用など一般的知見の記載ではなく、議会での質疑及び政務調査結果を通じて自民党会派の所属議員が独自に作成し、議員活動及び政務活動の内容を報告したものであることから、手引に定められた使途基準の広聴広報費として政務活動費を充当することができる場合のうちの②及び③に該当すると考えている。

ウ 本件チラシ裏面の「新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ」の記載について

実績報告書の提出に際して、議会事務局から自民党会派に確認したところ、融資等の県内の各種支援制度の内容や問合せ先を容易かつ一元的に知ることができる情報媒体がないことを問題視していたことから、富山県内の新型コロナウイルス拡大防止対策における休業要請等への支援制度の内容や問合せ先について、自民党会派の所属議員が、県の関係部局等へ議会での質疑や政務調査を行い、収集した情報や知識を集約し、他の自治体の議員の広報紙を参考に、対象者別、内容別にカテゴライズされた、県民にわかりやすいものを制作したことであり、本件チラシは、既存の資料等の単純な転記など支援制度の羅列ではなく、自民党会派の所属議員の議

会での質疑や調査結果という政務活動の内容を報告したものであることから、手引に定められた使途基準の広聴広報費として政務活動費を充当することができる場合のうちの②及び③に該当すると考えている。

エ 本件チラシ裏面最下欄の本件サイトやQRコードの記載について

本件チラシに関する実績報告書の按分割合の記載及び添付されたチラシ裏面に「対象外」と手書きされているとおり、自民党会派としては当該記載部分を政務活動費の対象外として取り扱っている。

オ 以上により、議会事務局としては、次の2点のとおり考えている。

第一に、本件チラシ表題に大きく記載された会派名が発行者を表すこと、自民党会派の意思決定に基づき作成が決定され、自民党会派内の組織である政調会が発注から支払までの一連の契約事務手続をすべて行っていることから、本件チラシの発行者は自民党会派である。

第二に、自民党会派の所属議員が行った議会での質疑や政務調査の内容の報告として、県民の福祉増進に資する情報を広く、わかりやすく伝えるという本件チラシの発行目的や内容に照らせば、手引に定められた使途基準の運用方針に記載された広聴広報費として政務活動費を充当することができる場合のうちの②及び③に該当する。

県内を含め全国的に新型コロナウイルス感染者が増加傾向にあり、また、令和2年4月16日には緊急事態宣言の対象地域を全都道府県に拡大されるなど当時の社会情勢に照らせば、重要な県政課題である新型コロナウイルス対策について、自民党会派の所属議員が議会での質疑や政務調査をし、その結果得た知見や情報を記載した広報紙を発行することは、条例の「会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動」に該当する。この解釈は、政務活動の定義に「その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を含めた条例の文言や趣旨にも合致する。

したがって、本件チラシの作成、発行等に要する経費の一部に政務活動費を充当したことに、条例や手引の基準違反はなく、制度の趣旨及び使途基準に沿った適正な支出であり、請求人の主張は認められない。

5 監査対象機関への監査

令和3年11月2日及び同月11日に、議会事務局の関係書類の調査を行うとともに、関係職員の事情聴取を行った。

6 関係人調査

令和3年11月8日に、自民党会派に対して、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を文書で行い、同月9日に回答を得た。

第5 監査対象事項に係る主な事実関係

1 政務活動費制度

(1) 根拠法

政務活動費制度については、自治法第100条第14項において「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」、同条第15項において「前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」、同条第16項において「議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」と規定されている。

(2) 条例の規定について

条例において、概ね次のように定められている。

ア 政務活動費を充てることができる経費の範囲（条例第2条）

政務活動費は、会派が実施する調査研究、研修、広聴広報、要請陳情、住民相談、各種会議への参加等県政の課題及び県民の意思を把握し、県政に反映させる活動その他の住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費に対して交付する。

政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができ

るものとする。

別表（広聴広報費に係る部分のみ）

経費	内容
広聴広報費	会派が行う県政に関する政策等の広聴広報活動に要する経費

イ 政務活動費の交付対象（条例第3条）

政務活動費は、会派に対し交付する。

ウ 政務活動費の交付額（条例第4条）

政務活動費は、月額300,000円に会派の所属議員の数を乗じて得た額を交付する。

エ 会派の結成届（条例第5条）

議員が会派を結成し、政務活動費の交付を受けようとするときは、その代表者は、会派の名称、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名を記載した会派結成届を直ちに議長に提出しなければならない。

オ 会派の通知（条例第6条）

議長は、会派結成届のあった会派について、政務活動費の交付に関し必要な事項を毎年4月10日までに知事に通知するものとする。

カ 政務活動費の交付決定（条例第7条）

知事は、議長に通知のあった会派について、政務活動費の交付の決定を行い、これを当該会派の代表者に通知するものとする。

キ 政務活動費の交付（条例第8条）

知事は、会派に対し毎四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分の政務活動費を交付するものとする。

ク 収支報告書（条例第9条）

会派の代表者は、政務活動費の収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

収支報告書には、当該収支報告書に記載された政務活動費の支出に係る会計帳簿、領収書その他の証拠書類の写しを添付しなければならない。

ケ 政務活動費の返還（条例第10条）

会派の代表者は、収入の額から支出の額を差し引いて残余があるときは、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(3) 手引について

手引においては、政務活動費の使途基準やその運用方針、政務活動費に係る事務手続が定められている。

手引によれば、政務活動費に充当できる経費のうち、本件請求に関連のある広聴広報費については、以下のとおりとしている。

会派（議員）が発行する広報紙において、

- ① 会派として住民の意見を聴取することを目的とするもの
- ② 議員活動の内容を報告するもの
- ③ その他政務活動の内容を報告するものには、政務活動費を充当することができるものとする。

広報紙を議員個人の後援会等と共同して発行する場合には、按分して政務活動費を充当するものとする。

また、会派として広聴広報活動であることを明示（発行者に会派名を入れる等）するものとする。

2 自民党会派に対する政務活動費の支出等の手続について

自民党会派は、条例第5条第1項に定められている会派結成届を平成31年4月26日付けで名称を「自由民主党富山県議会議員会」として提出しており、代表者の氏名、政務活動費経理責任者の氏名、所属議員数及び所属議員の氏名の記載があり、条例及び規程の要件を満たすものであった。

なお、所在地等は会派結成届の記載必要項目とはされていない。

令和2年度の自民党会派に対する政務活動費は条例第7条の規定により令和2年4月1日付けで 118,800,000円の交付決定が行われ、その後所属議員数の変更に伴う変更交付決定が2回行われ、最終的な交付決定額は 111,300,000円であった。

政務活動費は令和2年4月1日、同年7月1日、同年10月1日及び令和3年

1月4日の計4回にわたって概算払で支出されていた。

令和3年4月30日付けで自民党会派から議長に収支報告書が提出され、収入額 113,000,000円に対し、支出額68,744,594円であり、残余額42,555,406円が条例第10条の規定に基づき同年5月20日に返還されていた。

3 本件チラシの作成について

本件チラシの作成に当たっては、令和2年4月28日に開催された自民党会派の議員総会で発行が決定され、自民党会派の所属議員において掲載内容等を検討して作成したものであった。

本件チラシの作成や配布に要した経費については、政調会への請求書の提出を受け、令和2年5月21日に「コロナ折込チラシ 印刷料・折込料」については、1,476,705円（うち政務活動費対象金額 1,447,170円）、「コロナ折込チラシ デザイン料」については、88,770円（うち政務活動費対象金額86,994円）を政務活動費の広聴広報費に係る経費として支払っていた。

支出金額と政務活動費対象金額の相違は、本件サイトを紹介している部分として全体の2%に相当する金額を面積按分して、政務活動費の対象から除いて算出していることによるものであった。

4 本件チラシの内容について

本件チラシの表面左側上部に「自由民主党富山県議会議員会」とあり、続けて「〒930-0095 富山市舟橋南町3-15 T E L : 076-432-2520 F A X : 076-433-7010」と記載されていた。これは、連合会の所在地、電話番号及びFAX番号であった。

本件チラシ表面左側中4分の1には、「こころをひとつに、コロナに打ち克つ！自民党は県民の声に寄り添い、要請活動を続けていきます。」と記載されていた。

本件チラシ表面右側には、新型コロナウイルスの予防対策など新型コロナウイルスに関する知見が掲載されていた。

本件チラシ裏面には、「新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等

まとめ」として、個人及び事業者の置かれている状況に応じた支援制度とその問合せ先が掲載されていた。

本件チラシ裏面の末尾には本件サイトのWEBアドレスの記載があり、またQRコードを読み取ることで本件サイトが直接閲覧できるようになっていた。

本件サイトの内容を確認したところ、県内の個人及び事業者が利用できる支援制度の情報をまとめたもので、本件チラシの内容と関連するものであった。

また、本件サイトを紹介する部分は面積按分で政務活動費の対象経費から除外されていた。

第6 監査の結果

請求人から提出された請求書、監査対象機関の陳述並びに実施した監査及び調査内容を踏まえ、監査対象とした事項について、合議により次のように決定した。

1 監査対象事項についての判断

(1) 監査における政務活動費の判断基準について

政務活動費の根拠法である自治法第100条第15項において、政務活動費の交付を受けた会派は収支報告書を議長に提出することとされ、同条第16項において、議長は政務活動費の使途の透明性の確保に努めることとされている。

また、最高裁判所第一小法廷平成21年12月17日判決において、「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。このような政務調査費条例及び政務調査費規程の定め並びにそれらの趣旨に照らすと、政務調査費条例は、政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具

体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。

このようなことから、政務活動費制度の運用については、県議会の自主性、自律性を尊重することが求められていると考えられ、政務活動費を充てることができる経費の範囲に関する条例の解釈やその使途基準を定める手引の運用については、第一義的には県議会の責任において判断すべきものであると考える。

以上を踏まえ、個別の経費について政務活動費を充てることができるかどうかの判断に際しては、県議会における会派の活動の自主性、自律性を尊重することを基本とし、本件支出が条例に定める広聴広報費として政務活動費を充当したことについては、自治法及び条例の趣旨を踏まえて、県議会が作成した手引に定められた使途基準に適合していないことが明らかでなければ、監査において違法又は不当であるとの判断はしないこととする。

(2) 本件チラシが「会派が発行する広報紙」に該当しないとの主張について

請求人は、本件チラシの発行元について、名称こそ「自由民主党富山県議会議員会」と記載されているが、その連絡先は「富山市舟橋南町3-15」、「076-432-2520」と連合会の所在地と電話番号が記載され、また、本件チラシに本件サイトが紹介されることからすると、本件チラシは政党としての自由民主党が発行したもので、手引に定められた使途基準にいう「会派が発行する広報紙」に該当しないと主張している。

本件チラシが自民党会派によって発行されたかどうかは、その発行目的や作成経緯を踏まえて、チラシの構成や内容の全体を見て総合的に判断する必要がある。

本件チラシの作成当時、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、富山県独自の緊急事態措置が実施される等の状況にあり、県議会においては新型コロナウイルス感染症に関する質疑が繰り返し行われ、自民党会派から知事への要望がなされ、こうした動きを受けて臨時議会において新型コロナウイルス対策関連予算が成立していた。

本件チラシの発行は、このように新型コロナウイルス感染症への対応が県

政の重要課題となっている状況において、新型コロナウイルス感染症対策に向けた自民党会派の対応を広く県民に周知させるため、自民党会派の意思決定機関である議員総会において決定されたものであり、本件チラシの企画・制作も新型コロナウイルス対策について調査等の活動を行っていた自民党会派の所属議員が実際に行っていたことが認められる。

本件チラシには、連合会の所在地等が記載されているが、自民党会派が議長に提出した会派結成届には、所在地の記載はなく、条例や規程においても所在地が当該届の記載必要項目とされていないことに加え、議会事務局の陳述書において、新型コロナウイルス対策に関する問合せが多数寄せられることが見込まれ、対応可能な人員や設備が備わっている連合会の所在地等を記載し、問合せ内容を自民党会派に伝えるよう連合会に依頼したとの説明がなされていることにも合理性が認められることから、この点をもって、本件チラシは自民党会派が発行したものではないと判断することはできない。

また、本件チラシには、末尾に本件サイトが記載されているが、本件サイトを紹介する部分は面積按分して政務活動費の対象外となっている。

以上のとおり、本件チラシは、自民党会派が自ら発行を決定して制作したものであり、その発行元が自民党会派ではないと明らかに判断できる事実は確認できることから、本件チラシが手引に定められた使途基準にいう「会派が発行する広報紙」に該当しないとする請求人の主張には理由がない。

(3) 本件チラシの内容が使途基準で認められるものに該当しないとの主張について

請求人は、本件チラシの内容について、表面左側中4分の1に「こころをひとつに、コロナに打ち克つ！自民党は県民の声に寄り添い、要望活動を続けていきます。」とあるのは、単なるスローガンと今後要望を行う旨を述べているにとどまること、表面右側は新型コロナウイルスの一般的知見が記載されているだけであること、裏面は単に助成金・給付金等の支援制度が羅列されているだけであり、しかも裏面最下欄は会派と関係がない政党の活動を紹介する本件サイトが記載されていることから裏面全体が政務活動ではなく制度紹介に過ぎないというべきであることから、その内容のほとんどが使途

基準で認められるものに該当しないと主張している。

(2)で述べたとおり、本件チラシ発行当時の新型コロナウイルス感染症が拡大している社会情勢や県議会の動きに照らせば、自民党会派がこれを重要な県政課題ととらえて、会派所属議員が議会での質疑や政務調査を通じて得た新型コロナウイルス感染症対策に関する知見や情報を記載した広報紙を発行することは、条例に定める「県政に関する政策等の広聴広報活動」の趣旨に沿うものと考えられる。

本件チラシ表面左側中4分の1の記載については、議会事務局の陳述書において、議会活動及び政務活動の内容報告と併せて、意思表明や今後の活動内容について報告したものであり、「自民党要望が実現した主な事業」の報告と一体的なものとして条例の規定や手引の記載に反するものではないとする説明にも合理性があり、また長野地方裁判所平成28年3月25日判決において、「広報の性質上、どのような記載であれば県政活動について住民に対し効果的に伝えられるかについては一義的に定まるものではなく、また、広報を効果的に行うためには、まず県民に県政報告書を読んでもらう必要があり、県民の興味を惹くことも重要な要素になるというべきであるから、そのために創意工夫を行うことは何ら広報としての性質に反するものではなく、かえって推奨されるべきものである。」と判示されていることも踏まえると、手引に定められた使途基準で認められるものに該当しないと判断することはできない。

本件チラシ表面右側の「新型コロナウイルス感染症防止対策」に関する記載については、議会事務局の陳述書において、自民党会派の所属議員が収集した情報や知識を集約し、独自の創意工夫を凝らし、新たに制作したイラストを自民党会派の発行紙に掲載したもので、一般的知見の記載ではなく、議員活動及び政務活動の内容を報告したものであるとの説明がなされていることに合理性があり、手引に定められた使途基準で認められるものに該当しないと判断することはできない。

本件チラシ裏面の「新型コロナウイルス感染症に伴う助成金・給付金等まとめ」の記載については、議会事務局の陳述書において、自民党会派の所属

議員が収集した情報や知識を集約し、対象者別、内容別にカテゴライズされた県民に分かりやすいものを制作したもので、政務活動の内容を報告したものであるとの説明がなされていることに合理性があり、手引に定められた使途基準で認められるものに該当しないと判断することはできない。

以上のとおり、本件チラシの内容は、手引に定められた使途基準のうち、議会活動の内容を報告するもの、その他政務活動の内容を報告するものに該当しないと明らかに判断できる事実は確認できないことから、本件チラシの内容のほとんどが使途基準で認められるものに該当しないとする請求人の主張には理由がない。

以上により、本件支出が違法・不当とはいえず、県に返還されるべきものではないことから、知事が不当利得返還請求権の行使を怠っているとする請求人の主張には理由がないものと判断する。

2 結論

請求人の本件請求には理由がなく、これを棄却する。

20 令和3年11月22日

富山県報

号外

令和3年11月22日印刷発行

発行 富山県

富山県富山市新総曲輪1番7号
電話富山 076—444—3153番
